

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、株主をはじめとするすべてのステークホルダー(利害関係者)にとって企業価値を最大化すること、経営の効率性、透明性を向上させることをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。東証第1部上場企業として社会的使命と責任を果たし、かつ継続的な成長・発展を目指すため、コーポレート・ガバナンスの充実は重要な経営課題であると認識しております。

また、経営における法令等の順守、リスク管理(セキュリティ管理・反社会的勢力等との対決を含む)の強化、透明性の確保は極めて重要なものという観点から、「コンプライアンス経営行動基準」を掲げ、当社企業グループのコーポレート・ガバナンスの基本としております。

当社は監査役制度を採用しており、取締役会、監査役会を通じて経営リスクに関するモニタリングを行っております。また、内部監査室とコンプライアンス部が連携して、内部統制強化とコンプライアンスの徹底を図り、当社企業グループの自浄能力強化に努めております。一方、経営企画室を中心に、株主、投資家向けのIR活動および一般広報活動を適時適切に行うことにより、公平で透明性のある情報開示にも注力しております。これらにより、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保し、当社及びグループ企業各社においても経営管理組織の更なる充実を図ってまいりますと共に、経営環境の変化に迅速に対応できるマネジメント構造の改革および事業執行体制の充実を推進してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社イワサキコーポレーション	27,054	24.38
浦崎雅博	14,818	13.35
岩崎俊雄	10,229	9.21
佐藤和弘	5,990	5.39
クレスコ従業員持株会	5,308	4.78
田島健司	4,448	4.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,407	1.26
波多腰 茂	1,228	1.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	819	0.73
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	705	0.63

支配株主(親会社を除く)の有無 更新

—

親会社の有無 更新

なし

補足説明 更新

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新

東京 第一部

決算期 更新

3月

業種 更新

情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員

1000人以上

数 更新	
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 **更新**

◆2010年4月、M&Aによるグループ経営基盤の強化と再構築を目的として、株式会社アイオス、株式会社インフィニードの2社を完全子会社化いたしました。

これにより、当社企業集団はクレスコのほか、連結子会社6社、関連会社2社となり、北海道、東京、大阪、福岡、沖縄と全国を網羅できる営業拠点が整いました。

◆2011年4月 株式会社クレスコは、一体的な組織運営、迅速な意思決定プロセスによる事業展開を実施するため、代表取締役を1名とし、岩崎俊雄が会長兼社長に就任いたしました。また、合わせて、グループCEOに就任いたしました。

◆2011年3月に子会社クレスコ・アイディー・システムズ株式会社を清算し、2011年4月、新たに近距離無線通信を専門とする100%子会社、クレスコ・アイディー株式会社を設立いたしました。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	15名
定款上の取締役の任期 更新	2年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	10名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
水谷浩二	他の会社の出身者		○							○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
水谷浩二		——	長年に渡る企業経営の実績で培った経営全般に関わる豊富な経営と深い見識を有しており、特にIT業界に精通していることから、社外取締役として、十分な役割を果たしていただけるものと判断いたしました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 更新	設置している
定款上の監査役の員数 更新	4名
監査役の人数 更新	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は東陽監査法人に会計監査を委嘱しております。
監査役は、会計監査人(監査法人)とは定期的に会合をもち、情報交換に努めております。

監査役会は、内部監査室と定期的に意見交換会を実施しております。
また、相互に連携して内部統制システムの強化を推進しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
臼井義眞	弁護士				○				○	
井手正介	その他								○	○
戸田秀明	他の会社の出身者		○		○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
臼井義眞	○	6月17日をもって、独立役員に選任いたしました。	臼井氏は、弁護士として企業法務を中心に長年に渡る豊富な業務経験を有しており、現在、社外監査役として法的観点のみならず、幅広い見識から取締役の業務執行等に対する監査を実施しております。同氏は、昭和60年、臼井法律事務所を開設(現:臼井総合法律事務所)、平成4年に当社社外監査役に就任以来、19年間、取締役会、監査役会にはほぼ出席しており、独立した立場から監督、助言を行い、会社の業務執行の適正性等を確保する役割を履行しております。同氏による当社の事情、業界の商慣習や特性を踏まえた客観的中立的な立場からの意見陳述、助言等は的確なものであり、傾聴すべきものと認識しております。社外監査役の招聘においてはあくまで人物本位であり、独立性につきましては、同氏は当社経営陣と直接の利害関係は全く存在しておりません。また、顧客との取引に対する意思決定いても影響を及ぼすことは無く、一般株主との利益相反の問題は生じることはない判断しております。社外監査役を歴任し、当社の事情に精通していることは大変有意義なことであり、今後は当社の独立役員として、当社取締役の業務執行状況を厳しくチェックいただき、コーポレートガバナンス体制の強化に寄与していただけるものと考えております。
			井手氏は、野村證券入社後、野村マネジメントスクール研究理事、青山学院大学大学院国際マネジメント研究科教授等を歴任し、現在、株式会社マネジメント・デベロップメント・インクの代表取締役に就任されております。コーポレートファイナンスを中心に長年に渡る豊富な経験を有しており、企業経営の幅広い見識から社外監査役として、取締役の業務執行等に対する監査を実施しております。同氏は、平成11年に当社社外監査役に就任以来、12年間、取締

井手正介	○	6月17日をもって、独立役員に選任いたしました。	役会、監査役会にはほぼ出席しており、独立した立場から監督、助言を行い、会社の業務執行の適正性等を確保する役割を履行しております。同氏による当社の事情、業界の商慣習や特性を踏まえた客観的中立的な立場からの意見陳述、助言等は的確なものであり、傾聴すべきものと認識しております。社外監査役の招聘においてはあくまで人物本位であり、独立性につきましては、同氏は当社経営陣と直接の利害関係は全く存在しておりません。また、顧客との取引に対する意思決定にも影響を及ぼすことは無く、一般株主との利益相反の問題は生じることはない判断しております。社外監査役を歴任し、当社の事情に精通していることは大変有意義なことであり、今後は当社の独立役員として、当社取締役の業務執行状況を厳しくチェックいただき、コーポレートガバナンス体制の強化に寄与していただけるものと考えております。
戸田秀明	○	6月17日をもって、独立役員に選任いたしました。(新任)	戸田氏は、日本電信電話公社の取締役を経て、平成4年日本情報通信株式会社代表取締役社長に就任、その後、同社を含む数社の監査役を歴任しております。企業経営において長年に渡る豊富な経験を有しており、IT産業にとらわれない幅広い見識から社外監査役として、取締役の業務執行等に対する監査をお願いするに相応しい方と判断し、2011年6月から新たに社外監査役として選任いたしました。同氏の、独立した立場から監督、助言は、会社の業務執行の適正性等を確保する役割を果たすのに十分なものと期待しております。同氏による業界の事情や商慣習や特性を踏まえた客観的中立的な立場からの意見陳述、助言等は、傾聴すべきものと認識しております。社外監査役の招聘においてはあくまで人物本位であり、独立性につきましては、同氏は当社経営陣と直接の利害関係は全く存在しておりません。また、顧客との取引に対する意思決定についても影響を及ぼすことは無く、一般株主との利益相反の問題は生じることはない判断しております。他社の社外監査役を歴任し、監査業務に精通していることは大変有意義なことであり、今後は当社の独立役員として、当社取締役の業務執行状況を厳しくチェックいただき、コーポレートガバナンス体制の強化に寄与していただけるものと考えております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	3名
---	----

その他独立役員に関する事項

- ◆独立性についての会社の考え方
一般取締役会の監督機能強化を目的として、代表取締役などと直接の利害関係のない独立した有識者や企業経営の経験者などから選任すべきものと考えております。
また、執行状況に対する客観的かつ厳格な監督機能を発揮すべく、業界特性や専門的な知見は必須のものと考えております。選任基準はあくまで人物本位を旨とし、一定の企業等に偏るようなことは一切ございません。
- ◆主な活動
 1. その独立性から、経営トップへの忌憚のない質問や意見具申を行う。
 2. 取締役会における重要事項の審議・決定に際し、適正で、善管注意義務に違背していないか監視する。
 3. 企業の経営姿勢や健全性の基準については客観的な視点から意見具申を行う。
 4. 経営方針等について、社外における常識や経験に基づいた客観的な監査を行う。
 5. 内部統制の整備状況のチェックやリスク対応について客観的に問題点を取り上げ、コーポレートガバナンスを推進する。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入
--	--------------

該当項目に関する補足説明 更新

役員報酬は、基本報酬と賞与に分け、賞与には業績連動型報酬制度を導入することで、業績貢献度に対する一定のインセンティブ要素を取り入れております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 **更新** 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

報酬等については、報酬総額が1億円以上の者はおりませんので、支給人数および支給額の総額表示としております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新** あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬は、基本報酬と賞与に分け、株主総会で決議(平成9年3月19日 臨時総会)された報酬枠の範囲内において決定しております。基本報酬につきましては、人事の公平性から、原則、役職、職責などをもとに、月額の設定報酬基準を決定し、賞与につきましては、業績連動型報酬制度を基本とし、毎期の実績と担当職務の執行状況等を勘案の上、決定しております。

基本報酬は定額制として、生活基盤の安定を図るとともに、賞与には、績連動型報酬制度を導入することで、業績貢献度に対する一定のインセンティブ要素を取り入れております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

現在、当社は社外取締役を採用していません。情報伝達の窓口としては、取締役会等の開催事務局である経営企画室が担当セクションとなっております。

社外監査役は取締役会ならびに監査役会への参画等、定期的な情報提供、意見交換が可能な体制となっております。また、監査役は内部監査室に必要に応じ、調査を求められることができる体制となっております。

なお、重要な案件につきましては、常勤監査役あるいは経営企画室長が事前に個別説明に赴いております。取締役会、監査役会の開催連絡等につきましては、会日の電子メールで届く体制となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

◆取締役会は当社事業に精通した取締役で構成し、経営環境の変化に対応するべく迅速な意思決定、執行および監督に当たることが経営責任の完遂という観点から、少人数の取締役によるオープンな運営を行っております。

取締役会は取締役9名および監査役4名で構成し、代表取締役社長が議長を務め、月1回の取締役会を定期開催するのほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。当社の経営方針および業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。取締役会へは「取締役会規程」に則り、子会社を含めた会社経営上重要な事項や業務執行状況が適切に付議・報告されております。また、取締役会の職務の執行が効率的かつ適正に行われていることを確保する体制として、常勤取締役および常勤監査役全員によって構成する常務会を設置し、「常務会規程」に則り、月次報告(計数報告含む)、取締役会に付議すべき事項等の決定ならびに取締役会の決議事項に基づく、業務執行に必要な答申・審議を行っております。

なお、2006年6月22日の定時株主総会終了後の取締役会において経営基盤の一層の強化を図るため、代表取締役を2名体制にすることを決議いたしました。会長職は企業グループを含む最高経営責任者(CEO)として事業の方向性や戦略ビジョンの策定を、社長職は業務執行責任者(COO)として事業戦略の実行を陣頭指揮し、共に経営革新を推進し企業価値の向上に邁進いたします。

◆監査役会については監査役4名(うち3名は社外監査役)で構成し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、また決議を行っております。各監査役は、監査役会が定めた監査の方針等にしたが、取締役会のほか重要な会議に出席するなど、経営に対する監視機能の強化を図っております。また、取締役等に必要な報告を求め、重要な決済書類等を閲覧し、主要な事業所には自ら赴き、調査等を実施しております。当社企業グループ各社に対しても経営会議を定期的開催するとともに、その経営状況のモニタリングを適宜行っております。また、会計監査人および内部監査室から随時監査・コンプライアンスに関する報告および説明を受け、財務諸表等についても検討を加えております。

●監査役会と会計監査人の連携状況

当社は、東陽監査法人との間で会社法および金融商品取引法に基づく監査契約を締結し、会計監査人を設置しております。当社の監査役と会計監査人は、監査の効率化を目指し、まず年度初めに相互の間で明確な監査計画・監査体制の状況を確認しております。また、監査役と会計監査人は定期的に会合を開催し、監査結果や改善点などを話し合い、取締役会に監査役意見としてフィードバックしております。

●監査役と内部監査部門の連携状況

当社監査役は、内部監査室と相互の連携を図っております。年度初めのミーティングにおいて、内部監査室から監査役に対して年度計画の説明と相互の計画についての意見交換を行います。また、内部監査室より実施した内部監査の状況と結果を監査役に報告するとともに、監査計画に基づく直近の監査予定部門の着目点等の意見交換を行っております。

●監査役と取締役および使用人の連携状況

取締役および使用人は重要事項の決定や事業状況、コンプライアンス等の状況などを定期的に報告するとともに、会社に重大な損失を与える事項が発生または発生する恐れがあるとき、違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会に対して報告すべきものと定めた事項が生じたときは、すみやかに監査役が出席する重要会議または特定監査役に対し、報告するようしております。

◆内部統制委員会は「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づき、法令および定款への適合性に関する重要な問題に対処し、内部統制システムの構築と運用における有効性の確保を図っております。また、規程・ルール等の制定、運用支援を行うとともに、行動倫理およびコンプライアンスの意義の醸成を図り、当社企業グループを横断的に統括しております。

◆コンプライアンス委員会はコンプライアンス経営行動基準、個人情報保護に関するルール、機密情報や営業情報などを含めた企業内情報、情報セキュリティの重要性について啓蒙していくとともに、コンプライアンス部と連携して、施策の検討・導入・教育、監査という一連の流れの中でコンプライアンス体制の強化を図っております。

◆会計監査人は東陽監査法人を選任しており、定期的な会計監査のほか、経営管理上の課題や問題点について随時相談・確認を行い会計処理の透明性と適正性の確保に努めております。

◆現状のガバナンス体制を採用している理由

以上のとおり、取締役会は、原則毎月開催され、経営状況、計画の進捗状況は遅滞なく報告されており、必要に応じて臨時取締役会を招集し、経営上の意思決定および適切な対応を迅速に実施しております。また、取締役会に先立ち、社長以下本部長及び常勤監査役で構成される常務会を開催し、経営基本方針および業務上の重要事項を協議決定の上取締役会に上程しております。執行体制につきましては、取締役会の決定する基本方針に基づき、代表取締役会長および社長が経営の全般的業務を執行しており、組織・職務管理規程に定める業務分掌と職務権限により各業務執行部門を統轄しております。内部統制、リスク管理につきましてもコンプライアンス部、内部監査室が内部統制委員会、コンプライアンス委員会と連携して、客観的な立場からモニタリングを実施しております。

したがって、取締役会、常務会、監査役会、内部監査室、コンプライアンス部(内部統制委員会、コンプライアンス委員会)の連携等により有効なガバナンス体制は確保できているものと考えております。

◆社外取締役を選任していない場合の社外取締役に期待される機能を代替する会社独自の取組み

一般的に社外取締役に期待される機能は、取締役会の一員ではありながらも、会社の指揮命令系統から独立した観点から、重要な意思決定への参画と経営に対する監視を行い、取締役会の監督機能を充実させ、適正な会社運営を可能するものと認識しております。現在、当社では社外取締役を選任しておりませんが、当社企業グループ以外から企業経営に深く関わってきた取締役等経験者(役員レベルの上級管理者含む)を招聘し、経営に対する客観的な視点導入を図っておりますと共に、異なる知見(企業経営全般、ファイナンス、法務)を有し、かつ直接の利害関係が存在しない社外監査役(現行の監査役では3名)を選任し、取締役会に対する指導や提言を行っており、公平・中立な立場で監視する機能を確保しております。したがって、取締役会の監督機能は担保されているものと考えております。

◆監査役機能強化に向けた取組み状況

監査役が経営会議(取締役会、常務会)以外の社内の重要会議(営業会議、各種レビュー会議等)に出席し、意見を述べる機会を増やす他、監査役監査を支える人材、体制の確保、独立性の高い社外監査役の選任および財務会計に関する知見を有する監査役の選任などの監査役機能強化に継続的に取り組んでおります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

企業経営に客観的な視点を導入するべく、取締役に最低限1名の社外取締役を迎え入れております。社外取締役は、経営の倫理的側面を監督・評価する立場にあるため、企業経営の経験が豊富な他企業の経営トップ経験者のもとより、多様なステークホルダーの声を代表する人材がふさわしいと考えております。

社外取締役および社外監査役は、当社企業グループ以外の会社経営に深く関わってきた取締役等経験者(役員レベルの上級管理者含む)や専門職の方を招聘し、経営に対する客観的な視点導入を図っております。また、異なる知見(企業経営全般、ファイナンス、法務)を有し、かつ直接の利害関係が存在しない社外監査役(現行の監査役では3名)を選任し、取締役会に対する指導や提言を行っていただくなど、公平・中立な立場で監視する機能を確保しており、社外チェックの観点から十分に機能する体制と判断しております。

内部統制につきましても内部統制委員会(委員長:代表取締役社長、常勤監査役も出席)の活動を通して、当社企業グループを横断的に統括し、内部統制システムが適切に機能しているか否かについて客観的な立場からモニタリング等を実施しております。

したがって、経営の監視機能、代表取締役、その他各業務担当取締役の業務執行に対する牽制機能と監督機能は担保されているものと考えております。

2011年6月には、社外監査役全員を独立役員に選任し、株主・投資家等の保護の観点から、当社経営に対する客観的な視点導入を進めております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	スケジュールを調整していただき、できるだけ多くの株主の方にご出席いただけますよう、早めの発送に努めております。また、議決権行使に関わる熟慮期間を少しでも長く確保できるよう、努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	できるだけ多くの株主の方にご出席いただけますよう、集中日を避けた日程で開催するよう努めております
その他	招集通知の自社サイトへの掲載 総会等で使用した資料の掲載

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間期および期末の年2回決算説明会を開催し、代表者自身がアナリスト・機関投資家、マスコミの皆様へ、決算の内容や事業の概要、見直しなどを説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ(http://www.cresco.co.jp/)上において、IRポリシーに基づき、タイムリーな情報開示に努めております。掲載している情報はニュースリリースをはじめ、決算短信、決算説明会資料、事業報告書、有価証券(半期)報告書等でございます。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室が中心となり、IRに関する業務を統制しております。	
その他	<p>その他を変更: 事業報告書(クレスコレポート)は、読みやすく、わかりやすいデザインや株主、投資家のみなさまの視点に立った企画・編集を行っております。また、定期的に株主アンケートを実施して、株主の方の意見等を受け賜る機会を設けるとともに、結果をWeb等で公表しております。</p> <p>また、広報担当部門として経営企画室が窓口となり新聞・雑誌等の取材に対応しております。また、質問内容に応じて適宜関連部門と連携し適切な対応しております。</p>	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス規程、リスク管理規程、相談通報者保護規則、個人情報保護規程、セキュリティ基本規程、セキュリティポリシーなど細かなルールを設定し、ステークホルダーの立場の尊重について取り組んでおります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	エンベッドソリューション事業部では、環境マネジメントシステムを構築し、省資源・省エネルギーの推進、廃棄物の削減、グリーン購入促進などの活動に取り組んでいます。ISO14001 横浜センター(新横浜)においてISO14001の認証を取得しています。ISO9001:2000 横浜センター(新横浜)において2007年2月に取得いたしました。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、公明正大、透明で堅実な経営に徹し、株主を含む一般の投資家、機関投資家、アナリストの皆様に対し、迅速で公平、かつ正確でわかりやすい企業情報の発信に努めてまいります。なお、開示方法は証券取引法及び株式会社東京証券取引所などの定める適時開示等に関する規則により、当社ホームページにも適宜掲載いたします。
その他	<p>当社企業グループは個人情報保護を含む「コンプライアンス経営行動基準」を定め、役員および社員に周知徹底を図っております。</p> <p>◆クレスコ ・2004年6月2日にプライバシーマーク付与認定審査に合格いたしました。2008年6月15日には更新を完了しております。 ・2005年12月22日に、組込系ソフトウェア開発部門において、ソフトウェア開発の組織的な成熟度レベルを測る指標であるCMM(R)「レベル3」達成の認定を受けました。 ◆クレスコ・コミュニケーションズ(子会社):</p>

マーケティングソリューション事業部沖縄センターは、2009年6月26日に情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の標準規格である「JIS Q 27001:2006」「ISO/IEC 2700:2005」の認証を取得いたしました。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、株主をはじめとするすべてのステークホルダーにとって企業価値を最大化すること、経営の効率性、透明性を向上させることをコーポレートガバナンスの基本方針としております。この基本方針のもと、社内不正を自律的に排除する仕組みづくりを通じて企業価値を向上するべく、2006年5月29日、会社組織のあり方を整理した「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定めました。

この基本方針に則り、当社企業グループは、企業倫理とコンプライアンスを徹底し、内部相互牽制システムの整備、強化および経営の客観性と迅速な意思決定を確保を実現しようとするものであります。制定から5年、整備および運用の現状を踏まえ、内部統制委員会、監査役会の審議を経て、2011年6月17日、取締役会にて、改定決議を行いました。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1) 企業倫理およびコンプライアンスの意識の醸成を図り、企業グループ各社を横断的に統括するため、「コンプライアンス経営行動基準」を定め、活動規範を明確にする。
(2) 内部統制システムの一環として、当社代表取締役を最高責任者とする内部統制委員会を設置し、その責任のもと、法令及び定款への適合性の確保に関する重要な問題に対し規程、ルール等の制定、運用支援を行う。
(3) 内部統制委員会の下部組織として、各部門代表からなるコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関わる重要決定事項の通達、実務上の課題の洗い出しならびに問題点の検討を行うとともに、日常的な啓蒙活動や研修等を通じて、全社的なコンプライアンス経営行動基準の徹底を推進する。
(4) 法令・定款等に違反する、あるいは疑義のある行為等を発見したときは、直接通報・相談を受ける体制としてコンプライアンスヘルプライン等を設置し、内部通報制度の実効を図る。通報、相談を受けた担当部門は直ちに内容を調査し、再発防止策を当該部門と協議の上決定し、全社的に再発防止策を実施させる。
(5) 経営企画室、内部監査室ならびに監査役は、独立した立場から全社のコンプライアンス体制およびコンプライアンス上の問題の有無に関する調査に努める。また、内部監査室、監査役会、監査法人は定期的に会合をもち、情報交換に努める。
(6) 経営の透明性とコンプライアンス経営および法令の遵守の観点から顧問弁護士、会計監査人と日常的に情報交換を行い、これに対する意見を聴取しつつ日常発生する諸問題に関して助言と指導を適宜受けられる体制を構築する。
(7) 反社会的勢力の排除については、コンプライアンス経営行動基準において「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力および団体とは断固として対決する」旨を明記し、反社会的勢力との対決姿勢を徹底するとともに、警察等外部関係機関と連携を図り、これに対応する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1) 株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録、稟議書、各種契約書、その他職務の執行に係わる重要情報を文書管理規程およびそれに関する各管理マニュアルに従い、適切に保存、管理(廃棄を含む)する。なお、文書管理規程の改定を行う場合には、取締役会の承認を得るものとする。
(2) 代表取締役は取締役の職務執行に係る情報の保存および管理(廃棄を含む)につき、全社的に統括する責任者を取締役の中から任命する。
(3) 各責任部門の取締役は文書管理規程およびそれに関する各管理マニュアルに従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に適切に記録し、保存する。当該担当取締役は各責任部門の執務執行文書および情報の管理状況等について定期的に取締役会に報告する。
(4) 情報の不正使用および漏洩の防止を徹底すべく、効果的な情報セキュリティ対策を推進する。なお、情報管理体制のIT化および情報セキュリティに関わる体制については、専門部門にて構築する。
(5) 職務の執行に係る情報の閲覧要請があれば、当該情報の存否および保存状況をただちに検索し、常時閲覧できる体制を構築する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) リスク管理規程やその他リスク管理に係わるルール、ガイドライン、マニュアルなどに従い、全社のリスクを網羅的、統括的に管理するとともに、定期的なリスクの洗い出し、当該リスクの予防対策、軽減に取り組む。
(2) 全社的なリスク管理体制は、経営企画室を主管とし、コンプライアンス委員会および内部統制委員会と連携して、統制を行う。
(3) 各責任部門の取締役は、必要に応じて具体的な個別事業の検証を通じてリスク管理体制の適正性の確保を図る。
(4) 各責任部門は、リスク管理規程やその他リスク管理に係わるルール、ガイドライン、マニュアルなどの周知徹底を図るとともに、適切な監視・コントロールを担うシステムを構築する。
(5) 内部監査室はその活動を円滑かつ実効あるものにするために、各部門の日常的なリスク管理の状況の監査、体制整備の進捗状況のモニタリングを実施する。
(6) 有事発生時の危険管理計画、迅速な情報連絡および即時対応可能な体制を整備する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役の業務執行状況を監督する機関と位置付け、原則として毎月1回以上開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
(2) 各事業部門を担当する取締役は各事業部門が実施すべき具体的な施策および権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。月次の業績は社内情報システムを活用し、管理会計手法を用いて、データ化し、経理担当取締役および取締役会に報告する。
(3) 取締役会は経営計画を具体化するため、当該計画に基づき、毎期、事業部門毎の業績目標および予算を設定する。また、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定する。
(4) 迅速かつ的確な経営判断を補完する機関として、常務会を定期開催し、経営課題の検討および報告を行う。
(5) 内部監査室は最初に策定した内部監査計画に基づき、内部統制の有効性および業務全般にわたる業務監査を実施し、監査結果はその都度直接、代表取締役に文書ならびに口頭で報告する。
(6) 取締役の意思決定を効率的に執行するために有効な職務分掌をはじめとする規程を整備し、業務執行組織を運営する。
(7) IT対応に関わる内部統制システムを整備し、有効な社内コミュニケーション機能を実現する。
5. 当社および子会社から成る企業集団(以下、当社企業グループ)における業務の適正を確保するための体制
(1) 当社企業グループ各社の独立性を尊重しつつ、緊密な連携のもと、「コンプライアンス経営行動基準」の周知を図るとともに、主要な子会社には、コンプライアンス推進責任者を配置し、企業グループの業務の適正の確保に努める。
(2) 経営企画室が中心となり、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示、要請の伝達、通報、相談制度、教育研修等が効率的かつ適正に行なわれる体制を構築する。
(3) 経営企画室および内部監査室は独立した立場からモニタリングと監査を実施し、その結果を当社企業グループ各社の代表取締役に報告するとともに、担当部門およびその責任者に報告し、必要に応じて改善策の指導、実施の支援、助言を行う。また、そのレビュー結果は都度、取締役会等に報告する。
(4) 監査によって当社企業グループ各社における損失の危険を予知し、あるいは把握した場合はその発見された損失の危険の内容、損失の程度および経営に対する影響等について、ただちに当社の内部統制委員会に報告する。
(5) 子会社は一定の重要事項について、子会社において機関決定する前に、当社に報告を行って、承認を受けなければならない。
(6) 監査役は経営企画室および内部監査室の監査状況も含めた網羅的観点からモニタリングおよび監査を実施し、改善を促すとともに、その結果を当社企業グループ各社の取締役会に報告する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人(以下、監査役スタッフ)を置くことを求めた場合における使用人に関する体制および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1) 監査役スタッフを要する場合、補助すべき組織は経営企画室とする。その際、当該使用人の任命、異動については、監査役会の同意を必要とし、当該使用人は原則として当社の業務執行にかかる役職を兼務しない。
(2) 監査役スタッフは、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をする権限を有する。また、監査役より監査業務に必要な命令を受け

た監査役スタッフはその命令に関して、取締役の指揮・命令を受けない。

(3) 監査役は必要に応じ、内部監査室に調査を求めることができる。

(4) 管理部門、財務経理部門などは、監査役の求めにより監査に必要な調査を補助する。

7. 取締役・使用人が監査役に報告するための体制およびその他の監査役への報告に関する体制

(1) 監査役の職務の効果的な遂行のため、取締役または使用人は、監査役会に対して法定の事項に加え、当社企業グループに事業運営上、重大な影響を及ぼす事項ならびに業務執行の状況および結果について報告する。

(2) 内部監査室ならびに経営企画室は、内部監査の実施状況、コンプライアンスヘルプライン等による通報状況およびその内容を報告する。

(3) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は直ちに監査役に報告する。

(4) 監査役への報告は、誠実に漏れなく行うことを基本とし、定期的な報告に加えて、必要の都度、遅滞無く行う。また、報告を求められた場合には、すみやかに報告しなければならない。

8. その他監査役の監査が実効的に行なわれていることを確保するための体制

(1) 監査役は、社内外において開催される会議に参加できる。

(2) 監査役会は、代表取締役、内部監査室、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

(3) 当社企業グループの取締役は、監査役の職務の適切な遂行のため、意思疎通、情報収集等が適切に行えるよう協力する。

(4) 当社企業グループの取締役は、監査役が必要と認めた重要な取引先の調査に協力する。

(5) 監査役および監査役会が職務遂行上、必要と認めるとき、自らの判断で弁護士、公認会計士等の外部の専門家との連携が図れる環境および体制を整備する。

9. 当社企業グループに係わる財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制について

(1) 財務報告の適正性と信頼性を確保するため、内部統制システムの構築を行う。

(2) 財務報告に係わる内部統制として、金融商品取引法の内部統制報告制度を適切に実施するため、社内に専門組織(内部監査室、内部統制委員会、プロセスオーナー会議等)を設置し、全社的な内部統制の状況や重要な事業拠点における業務プロセス等の把握、記録を通じて、自己

および第三者による継続的な評価ならびに改善、是正を行う体制を整備する。

(3) 適正かつ適時の財務報告のために、会計責任者およびIR担当部門を設置し、法令および会計基準に沿った財務諸表を作成し、情報開示に関連する規程に則り協議、検討、確認を経て開示する体制を整備する。

(4) 当社企業グループの評価、改善結果は、定期的に取り締り報告する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

◆反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断し、これらの団体からの要求を断固拒絶すると共に、これらの団体と係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行いません。また、警察署、顧問弁護士等との外部専門機関と連携に努め、組織全体で毅然とした態度で対応します。

◆反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 社内規則等の整備状況

当社は、「コンプライアンス経営行動基準」において、全役員・全従業員は、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、断固として対決する」旨を規定し、当社企業グループにおいて周知徹底を図っております。

(2) 社内体制の整備状況

1. 対応統括部署および不当要求防止責任者の設置状況

当社企業グループは、当社経営企画室およびコンプライアンス部に反社会的勢力に関する情報を一元化し、対応する体制としております。

2. 外部専門機関との連携状況

当社は、警察署、顧問弁護士、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と反社会的勢力に対する対応に関し、すみやかに連携できる体制を整えております。

3. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、経営企画室およびコンプライアンス部において、定期的に外部専門機関から情報を入手し、当社企業グループに周知徹底すると共に、入手した情報の管理をしております。

4. 対応マニュアル等の整備状況

当社は、反社会的勢力に対する対応マニュアル等を策定しており、適宜改善していきます。

5. 啓蒙活動の実施状況

当社は、当社企業グループの全役員・全従業員に対し、年1回反社会的勢力への対応を含むコンプライアンス研修を実施しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 更新	なし
-----------------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 **更新**

意思決定・業務執行における役割と責任の明確化、経営の監査機能充実を基本にコーポレート・ガバナンスの充実を図っております。
2011年4月1日、内部統制システムの構築を企業グループ全体に展開するため、コンプライアンス部の所管を経営企画室に統合いたしました。

